

高裁も退けた

「南京虐殺」のウソ

「分隊長の蛮行」をデッチ上げた「東日記」の虚構は
高裁でも厳しく退けられた。

その直後、司法記者クラブに押しかけた中国マスコミは……

作家・あら・けんいち

阿羅健一

た。

再び退けられた「虐殺」

暮れの二十二日、東京高裁810号室は、すっかり傍聴者でうめつくされていた。法廷前の廊下や控室には、抽選からはずれて傍聴できない人たちがあふれ

定刻より十分ほど遅れて、裁判官が入ってきた。いつもそうなのだが、判決の言い渡しは簡単である。「控訴は棄却する」。このときも簡単な主文を読み上げると、裁判官は法廷から出ていった。その瞬間、「中国人を郵便袋に入れて手榴弾で殺した」という事実はなかったこと

が確定した。
昭和十二年、日本軍が南京を攻略した直後、橋本光治分隊長Ⅱ歩兵第二十連隊（福知山）第三中隊所屬Ⅱは中国人を郵便袋に入れてガソリンをかけ、袋のひもに手榴弾を結わえ、沼にほうりこんで殺したという。そう書いてあると部下の東史郎一等兵が昭和六十二年になって「日

記」を公表し、それに対して橋本光治分隊長は、ウソだと平成五年に訴えてた。

訴えて三年、すなわちいまから三年前、

「東日記はウソだ」と東京地裁が認定した。だから新しい判決を聞いても、濡れ衣をはらせた橋本分隊長が狂喜することはなかった。ウソだとあらためて認定された東史郎一等兵が落胆するそぶりを見せることもなかった。三年前の地裁判決の日、判決を無視することによって東一等兵への肩入れを示していたNHKは、視聴者から抗議が相次いだため、その日の最後のニュースでしぶしぶ報じるという経緯があった。かつて十年間にわたって東一等兵を支援していた朝日新聞は、地裁判決のあと、赤の他人でもある

かのように東一等兵を扱うようになっていた。支援はもう無駄だとほとんどのマ

スコミは思っていた。だからこの日の判決は、混乱もなければ、とくべつの興奮もなかった。

判決から二十分後、司法記者クラブで記者会見がはじまった。地裁、高裁、ほぼおなじ判決だったから、このあと上告という手段が残されているけれど、九分九厘、判決は確定である。橋本分隊長、東一等兵の順でかたどりの記者会見がおこなわれるはずであった。

ところが、その記者会見はだれも予想しないものとなった。もつといえ、この日のクライマックスは、判決そのものではなく、橋本分隊長の記者会見におとずれようとしていた。

橋本分隊長の記者会見には、高池勝彦弁護士がのぞんだ。高池勝彦弁護士はその席でこれまでの経緯を説明し、ついききほど下った判決にはほぼ満足している」と述べた。声明文が記者に配布されたが、そこにもそのことは記述されていた。たんたんと記者会見はすすんだ。記者たちからほとんど質問はなかった。

「この訴訟では東さん側に立った報道ばかりでした。マスコミが東さんの日記を報道したとき、日記の信憑性にもっと注意をはらっていたら、このような訴訟はおきなかったと思います。事実にもとづいた報道というものをあらためてマスコミに願わずにいられません」

そう高池弁護士は記者会見を結んだ。高裁にうつってマスコミの姿勢が変わったとはいえ、南京市民が東日記の証明に協力していると共同通信が報道し、真実に対する挑戦はつづいていた。それに対する思いを高池弁護士が最後に述べ、記者会見は十分ほどで終わることになったのである。

そうやって終わろうとしていたそのとき、会見場の半数以上を占めていた一団が声をあげた。一団というのは、男性もいれば、女性もあり、二十代三十代の若者たちであった。彼らは中国のマスコミと称して法廷までやってきて、さらに橋本分隊長が記者会見をすると聞いてさきほどから傍聴していたのである。そ

阿羅 健一氏 昭和十九年（一九四四）
宮城県生まれ。東北大学文学部卒業。アジア現代史の調査・執筆活動が続いている。著書に『ジャカルタ夜明け前・インドネシア独立に賭けた人たち』など。

の数は三十人ほどにたっしていたから、日本の記者をはるかにうわまっていた。

彼らはたんなる傍聴者なのか、あるいは彼らにも質問は許されているのか、不明なままに、まず、橋本分隊長を支援している人たちは何人くらいですか、という最初の質問が出てきた。支援者は百人くらいでそのうちの半数は戦友です、と高池弁護士が答える。すかさず、千人ほどいると言われていますが、と再度声があがって、それに対しても、会報を送っているのは百通ほどですから直接支援してくれている人はいま答えた数です、と丁寧に高池弁護士が説明してその質問はおわった。

判決に憤激した中国マスコミ

そんな他愛のない質問が二、三つづき、中国人たちがなれだしたところ、突然、一団のなかから叫ぶような声があがった。

「なぜ、このような声明が出されたんですか。判決が出る前から橋本さんは内容を知っていたんじゃないですか」

会場の注目が声の主に集まった。ひとりの女性が、日本の記者に配布された声明文を手にしてさげんでいた。

記者会見はたいいて判決の直後におこなわれる。判決が出てから声明文を書いては記者会見に間に合わない。主張が認められるかそうでないか、おおむね前もってわかるから、準備しておくのが普通である。主張が認められると確信していた橋本分隊長は判決を歓迎する声明文を用意していたし、敗北を予想していたのだらう、東一等兵は判決を批判する声明文を用意していて、この直後の記者会見に配布している。それくらいのことなら、中国のマスコミと称する人たちにもわかるだらう。

このときになってはじめて、彼らはこの判決に難癖をつけようとして集まっていることがあきらかになった。すぐに新しい声があがった。

「幕に書いてある捏造とはどういうことですか。この裁判は南京虐殺と関係ないでしょう」

高池弁護士のうしろには「南京虐殺捏造裁判勝訴」と書いた幕がかかげられている。支援者が用意していたもので、その幕を指さして別の女性がさげんのだ。中国人の殺害は認められなかったとしても、訴訟と南京虐殺は関係ないというのである。

高池弁護士が答える。

「この訴訟が南京虐殺と無関係だとは思いませんが、本来橋本さんが法廷で訴えたのは、中国人を手榴弾で殺したという記述が本当かどうかでした。しかし、この訴訟は南京虐殺そのものだと言いつたのはあなたたち中国側ですよ。違いはありますか」

地裁の判決が出て日本のマスコミが関心を失うと、それに反比例して中国はこの訴訟に関心をもちだし、報道や解説をはじめた。そのなかで、この訴訟は南京虐殺の裁判だといひ、南京の虐殺記念館で

は、東一等兵の写真だけでなく東日記の表紙と中身まで拡大して展示するようになった。東日記を南京虐殺の証拠として中国が宣伝していることは中国人がもっとも知っている。

高池弁護士の答えに質問者はふたたび黙る。

それを見ていたさらに別の女性が自ら質問する。

「それでは聞きますが、橋本さんたちは南京虐殺を認めるんですか、認めないんですか」

自ら質問するところを見ると、通訳を装っているけれど、公安関係の人物なのだろう。どの取材グループも通訳をふくめて三人ほどからなっているが、少なくともひとりとは喧嘩腰の、挑戦的な人物がいる。たいいてい女性で、そういった女性のひとりが質問してきたのだ。

「そういう質問なら、こちらからたずねます。南京虐殺の証拠というものがありませんか」

高池弁護士が答える。

「日本が証拠をあげるべきです」「いや、あるというのなら、そう主張する人があげるべきじゃないですか」「南京では虐殺があつたんだから、日本が証拠をあげてください」

高池弁護士と中国人女性のやりとりは、質問と答えになっていない。

そのやりとりがおこなわれだすころには、南京虐殺を認めないのか、中国に対する侮辱だ、などと中国人たちが叫びだす。司法記者クラブの幹事社が、ここは

論争の場じゃありません、訴訟に関する質問にかぎってください、と叫ぶが、彼らは聞かばこそ。質問は所属している組織と氏名を名乗ってからと決められていたけれど、はじめの数人が中央テレビ、江蘇省テレビと名乗ったきりそのあとはだれも名乗らない。そのうち、中国人が高池弁護士の前まで迫り、あわてて幹事社が、離れてください、離れて質問してください、と制止しようとする。すでに統制がとれず会見場は混乱におちいっている。中国語でなにやらわめくものがい

る。脅かすようにビデオ・カメラをつきつけるカメラマンがいる。傍若無人のものである。最前列は中国人が占めており、ここはいつたいどこの国の司法記者クラブかと思うような様相となった。拳手をさせたらうえて質問させるなり、きびしく制止するなり、方法はいくらでも考えられるけれど、中国の若者の前に幹事社はたじたじとなっただけである。

国交が回復するまえ、中華人民共和国をおとずれると、中国人にかこまれ、かつての日本軍の暴虐を叫ばれ、あるいは涙を流されて訴えられ、責任を取れとつめよられてなにも言えず、帰るやいなや日本は反省をしなければならぬと言いつた人があらわれた。中国人の行動のどこまでが真実か考えず、ごく些細な体験をそのまま信じてしまう。

あれから三十年。その現代版がこの日の記者会見場であらう。質問や訴えのどれひとつとつても、冷静に考えればまともでないことがわかるけれど、吊り上がった目、一オクターブもあがったエキセ

ントリックな声、それだけで司会進行の権限をもっている幹事社にはなにもできない。

混乱がつづいたまま中国人が質問しはじめ、二十分近くが経過し、予定した時間のおわりが近づこうとしていた。

「訴訟に関する質問ならここで答えませんが、それ以外ならあとでわたしの事務所にきてください。そこでお答えします」高池弁護士はそう応ずるが、日本のマスコミが見ていないところでのやりとりなど中国人には意味がないのだろう。それに、口にするけれど彼らは南京虐殺の知識を持ち合わせてないようだから、きつと論争にもならない。高池弁護士の申し出に応ずる中国人はなく、といって、事務所まで、と応じているだけに彼らも二の矢がつけず、定刻となって記者会見はおわった。

退室する橋本分隊長や高池弁護士に向かって中国人は罵声をあびせる。

日本人が日本人を訴えた、日本の訴訟にかかわらず、中国がおくめんもなくか

つた。数人のときもあれば、十人をこすときもあつた。それでも傍聴席は五十をこえていたから、希望者はかならず傍聴できた。

ところが平成十年三月十二日に開かれた公判で、突然、傍聴人があふれかえり、傍聴できない人がでた。証人尋問にあわせて東一等兵側が動員をかけたため、そのなかに中国人がまじっていた。法廷のまわりを中国語や片言の日本語がとびかうありさまとなつた。

そして再び、判決のこの日も中国人が動員された。日本語をわからないのか、事務員が制止するのもかまわず法廷をのぞきこむもの。法廷前の廊下で携帯電話を使って中国語を話すもの。

また、杞憂であればよいがこんなこともあつた。

判決日は当初十一月二十六日に予定されていた。ところがその一週間前になつて突然延期となつた。判決後に記者会見した東一等兵は、延期になつたのは江沢民国家主席が来日した翌日にこのような

かわつてくる。これこそまさにこの日のクライマックスであり、そしてこういつた中国のかかわりは高裁における最大の特色といえるものであつた。

裁判をおおつた中国の影

中国が訴訟にかかわるようになったのは、地裁の口頭弁論が終わりにさしかかつたところ、中国高官が応援すると言っている、と東一等兵が述べて法廷に圧力をかけたのがはじまりだつた。

地裁の判決を人民日報をはじめ中国のマスコミが報道し、本格的となる。

地裁判決の出た年の八月、東一等兵側が証拠を集めるために南京をおとすれると、南京虐殺記念館がそれに協力し、約六十人の南京市民が当時つかわれていた郵便袋を虐殺記念館にもちよつてくる。

平成十年六月には「東史郎訴訟案と南京大虐殺の真相」と題する本が中国で出版され、ここでは、手榴弾での殺害は南

京どこでもあつたことであり、南京大虐殺は計画的で組織的であつた、と述べるとともに、日本ではじめて行われる南京大虐殺の史実に関する裁判である、とこの訴訟が南京虐殺の裁判であることを明らかにしている。

東一等兵の証拠づくりを協力したのは虐殺記念館だけでなかつた。南京工事爆破設計研究所は沼のなかで爆発する手榴弾がいかに危険でないかを証明するため、平成十年八月に南京郊外にある沼で手榴弾を爆破させるといふ実験をおこなっている。

中国のかかわりは日本の法廷で見られるまでですむ。

地裁で訴訟がはじまつたとき、傍聴人はすべて橋本分隊長の支援者だつた。戦友を中心にした二十人ほどで、そのなかにはつねに京都から励ましにくる戦友が何人かいた。

高裁に移つてしばらくすると、東一等兵の支援者があらわれだした。弁護士らがよびかけ、それに応じた人のようであ

判決をだしたのでは国際問題になるからだ、と法廷を批判した。洪水で延期されたため江沢民の来日はたまたま判決の翌日となつてしまつた。判決延期は単純に法廷のつごうだと信じたのだが、かりに無用の混乱をさけるため法廷が延期したというのなら、そのこと自体、すでに司法の独立が犯されていることを示すものである。

証人尋問のときの高池弁護士とのやりとりのときである。

高裁判決の翌々日から中国政府が堂々と判決を批判しはじめたのはいまさら言うまでもないことだろう。

このやりとりからは、一リットル以上のガソリンをかけたとわかり、また、郵便袋は「火玉のようにころげまわつた」と東日記に記述されていることから、相当のガソリンがかけられたことになつて

デタラメ放題だつた「東証言」

中国が日本の司法にまで力を及ぼそうとしていたことが東京高裁の審理過程であきらかになつたが、その過程はまた、南京の証言というものの実態をもあきらかにした。

しかし、もしそうなら、燃えた郵便袋からは支那人がころげてるのではないか、手榴弾を結びつける紐が燃えきつてしまふのではないか、あるいはそんなに燃えているなかで手榴弾を結わえることができるのか、という疑問がでる。

郵便袋が燃えたときの様子を東一等兵は当初つぎのように述べている。地裁の

この疑問に納得できる答えを出せなかつた東一等兵は、高裁にうつると、かけたガソリンの量を「せいぜい一合くらいではなかつたか」と一桁も少なく変更し

たのである。

そのガソリンをとってきたという自家用車ではこんなこともある。

東日記には、「法院の前にぐしゃりとつぶれた自家用車が横倒しになっていった。道路の向こう側に沼があった」とあり、道路をはさんで一方に最高法院と自家用車、片方に沼があることがわかる。地裁の東一等兵と高池弁護士とのやりとりでも「本件事件の現場は最高法院の前だということでしたね」「はい」「その最高法院の反対側に沼があったんですか」「あつたんです」と語られていて、最高法院の前で中国人は郵便袋に入れられ、ガソリンをかけられたことになっている。

しかし、ガソリンを一台に減らして中国人がころげ出ないようにしても、火玉となった郵便袋を中山北路を横切つて、五十メートルから百メートルも引きずり回すことはできない。

そこで東一等兵は高裁になって、「自動車は沼側にあつた」と変更してしまつた。それでも答えようがありません」と答えている。昭和十二年当時、沼をはつきり見たことがなかったから、そう答えるのが当然である。

ところが高裁では、現場に行つて思い出したとして、「深さは深かつたです」「道路からほとんど直角に等しいような状態でありました」と、見たこともない沼の様子を見ていたかのように述べた。

あるいはまた、中国人のはいった郵便袋を沼の中に「放り込んだ」と記述し、「放り投げた」と証言していながら、そうすることはとてもできないとわかつたのか、「人間が入つておりますからね。そのようなものをおかつかいで投げる必要はありません。沼のそばやから、蹴り落としたか、手で落としたりか、それで十分落とせますから、そういう必要はない。それから、手榴弾もくつつけますから、その手榴弾を輪つぱを引つ張つてから投げるなんてことになる、自分自身が危険だともいいます。だから、そのようなこと

た。

辻褄をあわせるため自家用車を道路の向こう側に移してしまふのにも驚くけれど、その理由を東一等兵は、六十年ぶりに現場に行き、記憶がはつきりし、当時の情景を思い起こすことができたから、という。

その四年前、すなわち事件から五十六年目の証人尋問のとき、「半世紀前にどこに郵便袋が落ちておつた、どこで屁たれた、と聞かれても答えようがありません」「そこらは半世紀前のことやから、つまびらかに、具体的に説明はできません」と、当時のことについて、わからないうえ、つまびらかにできない、を連発していたが、六十年目になって「より思い出した」といいますのである。

しかも、現場に行つて思い出したというけれど、現場に残っているのは中山北路と最高法院だけである。その中山北路も当時なかつたブラタナスが途切れることなく植えられ、最高法院の両脇もそれまでになかつた建物が軒をつらねてい

はないと私は信じております」と、これも高裁で変えている。

このとき東一等兵は危険だからと言っているが、危険だということは、もともと高池弁護士が指摘し、東一等兵はそれを否定していたのである。地裁での高池弁護士からはじまるふたりのやりとりはつぎのようなものだった。

「私の聞いたところでは、手榴弾というのは結構怖くてタイミングをはかるのが難しいように聞いているんですが、そうですか」「そんなことはありません。我々は湯山でも敵が手榴弾を投げてきたやつを拾つてまた投げ返しました」「そういうタイミングがあるので非常に扱いが難しいというふうに聞いているんですよ。投げ返されちゃうでしょう」「それは兵隊ではない。手榴弾の投げ方も分からんような者は軍人の仲間ではありませんわ」

危険でないといふ地裁でいい、高裁では危険だ、とコロコロと変わる。このほかに変更はあるけれど、判決

すっかり変わっている。向かい側の沼のあつた辺りはさらに様相を変えている。

当時、沼側の通りにはほとんど建物がかつたが、いまでは軍用のガソリンスタンドを中心に商店、オフィスビルがびつしりつづく。沼そのものは埋め立てられて跡形もなく、沼があつたあたりはアパートと民家が密集していて、沼があつたことを思い出させるものはない。一変した辺りを見てもなにも思い出せないだろう。

証言を変えるのはこれにとどまらない。手榴弾をゆわえて沼に放り込んだことになつてはいるが、沼が深いうえ、放り込んだ側の淵が垂直のようになっていなければ、没する前に手榴弾が空中で爆発する危険性がある。そのことを地裁で質問されたとき東一等兵は、「そういう具体的なことを、半世紀たつてから、何メートルあつて堀の深さは何ぼやつたと聞かれても、私も丸橋忠弥じゃなから堀の深さまで測つてませんし、そういう御質問

文のなかで変更だときびしく指摘されたものを取り上げただけでもこれだけある。

いったい法廷の証言台でこんなにも簡単に変更する人間がいるのだろうか、とにわかには信じられないかもしれないが、判決文が指摘しているとおりにこれは事実なのである。

そういう人間だから、でたためは南京にかぎらない。東京地裁で東一等兵は突然自分自身も中国人を殺したと述べたことがあつた。南京攻略戦から三か月あとの、徐州ちかくの潞王墳のことで、宣誓したうえ「私も潞王墳というところで三人の農民の首を切りました」と自ら述べた。自分の非行もあえて述べているのだと言いたためだつたようだ。たとえ不名誉でも本当なら陳述すると強調したかつたのだろう、潞王墳のことは東京高裁でふたたび述べた。このときも、真実を述べ偽りを述べないことを誓います、と宣誓したうえでこのこと、そ

のときは「私も、溥王墳で四人の首を切ったことがあります」と証言した。

「いったい斬ったのは三人なのか、四人なのか、いくら簡単に殺人をおこなったとしても、殺した数を正確におぼえていないのだろうか。」

溥王墳で東一等兵が中国人を斬ったことについては、どの戦友もそんなことはなかったはずだが、といぶかしがっている。ちなみに「東日記」を読んでもみると、そこでは二人を斬ったとなっていて、斬ったのかそうでないのか。斬ったとしたら何人斬ったのか、そのようなことはこの人にとってどうでもいいことのようにだ。

武器の扱い方や戦場心理というものが皆目わからず「東日記」の真贋を判断できない戦後世代にしても、証言がこのようなものだとなれば、「東日記」が信頼にたるとどうか、すぐさま判断できるだろう。

高裁は南京の証言の実態を明らかにしたという所以である。

一人歩きした虚構の「日記」

東一等兵の書いた日記は、昭和六十二年から日本のマスコミでとりあげられ、本人は南京まで行って謝罪をし、日本各地で証言してきた。それに対して判決文は、曖昧なことしか証言できなかったのによく記者会見や講演をしてきた、とおどろいている。また判決は、日記を公開するときには、「歴史、ジャーナリズムいずれの分野の記述においても、事実の確認が前提となることは論をまたず、歴史的資料であるがために提供された資料の内容を検討することなく出版の対象とすることが容認されるものではないことは多言を要しない」と、「東日記」の出版にかかわった人をきびしく断罪している。訴訟では東一等兵のほかに編集者と出版社も断罪されたけれど、同じ歩調をとったマスコミもきびしく指弾されてしるべきであろう。

それではこのような「日記」をなぜ書いてしかも公表したのか、という疑問をだれでも持つだろう。その答えを「判決文」のなかから引用する。

まず「東日記」の資料的価値について判決文は、これは「単なる原資料の再現（清書）ではなく、後日（数年後帰国してから）東の判断に基づいて編集し、特定の部分については大幅に手を加えるなどして作成されたものである」とし、南京攻略当時のものについては、「いわば原資料である『懐中手帳』及びこれをまとめて記載したと思われる日記帳のいずれも存在しない」と断定している。

そして記述そのものについては、「東は、若いころから映画、演劇にくわしく、『改造』、『新潮』等の雑誌を読み、文章を書くのが好きで、将来は作家か新聞記者を志望していた。戦地から郷里の友人の佐々木に戦況等を書いた書簡を送ったのに対し、佐々木から、右の戦況報告の文章を激賞され、当時、従軍作家として有名な火野葦平の作品である

『麦と兵隊』等よりも感激が大きかったので、出征兵士の従軍日記として雑誌に発表したいとの返事があったことなどわざわざ「昭和一四年度日記帳」の二月八日の記事として詳しく記載されている。その際、東は、それは「絶対に、絶対に阻止せねばならない」としながらも、『もし、そうするとしても、もともと訂正せねばならないし、又、あのままでは大した価値はないのだ』と正直に感想を述べていることが注目される」と指摘し、「小説風に読みやすい文章で記述し」「あなたも小説のように記述したものと「東日記」をみなしている。マスコミが大騒ぎする価値は「東日記」にまったくなかったのである。

暴虐が繰り返され「東日記」では当然のことながら橋本分隊長のような目にあつたのはひとりだけでない。殺人鬼にされ、強姦魔にされ、涙をのんだ人や遺族がほかにいる。老齢で訴訟にもついていく気力と資力が無い。証人はいくらかでもいるが証拠がない。訴える法律がない。さまざま理由からそのままにされていくだけである。橋本分隊長にしても名誉棄損に訴えるという方法があつたから訴えることができたにすぎない。

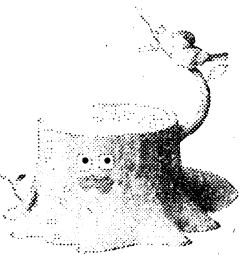
きたときは歓迎会を開いて親交をふかめた。ところがこの訴訟がはじまると、かれらとの交流はとだえた。

戦後、東一等兵が中国とかかわることはなかった。昭和六十二年に「東日記」を公表してから中国をおとすれるようになった。謝罪のため二度おとすれて歓迎され、さらに南京虐殺の証拠あつめのため二度おとすれている。

中国に関心がなくなるとも、南京について虚偽の証言をすれば中国から歓迎される。中国人と友好関係をもつていても、南京について事実を語ると中国から敵視される。ふたりのこの状態は、中国につきあう現在の日本の姿を見事にあらわしている。

木はふやせる。

木が倒れ、また芽を出し、葉が繁り……。自然界には、すごい才能がぎざげられています。木は、今日もリサイクルしています。やさしく見守り、手をかければ、ふやしていきける資源なのです。森と共存すること。紙をつくりつけていくこと。そこに私たち、日本製紙の誇りと未来があります。



素早く・快適・知的企業。

日本製紙

東京都千代田区有明1-12-11 新有明ビル1F 100-0006

TEL 03-3218-0001 (代)

http://www.nipponpaper.co.jp/